

# 苦小牧市公式キャラクター『とまチョップ』の画像使用マニュアル

令和3年3月8日改正

## 1 趣旨

本マニュアルは、苦小牧市公式キャラクター「とまチョップ」(以下「とまチョップ」という。)の画像を使用した印刷物等を製作する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めています。

なお、本マニュアルに基づき使用承認されるのは、無償提供される印刷物等であり、販売を目的とする商品への使用については、苦小牧市公式キャラクター「とまチョップ」商品化使用取扱要綱に従って申請してください。

## 2 使用目的

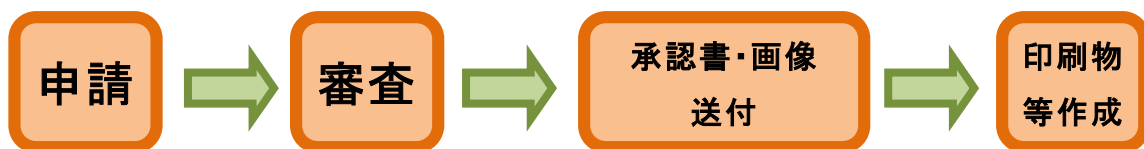
苦小牧市のイメージアップや、とまチョップのPRに寄与する印刷物等に使用するものであり、使用者が提供するサービス内容等を保証することが目的ではありません。

なお、とまチョップに関する一切の権利は市に属します。

## 3 申請手続きについて

とまチョップ画像の使用を希望する場合は、事前に苦小牧市まちづくり推進課に申請書を提出し、承認を受ける必要があります。以下の手順で申請を行ってください。

- ①苦小牧市 HP「とまチョップの部屋」から、申請書をダウンロードし、デザイン案と一緒にまちづくり推進課まちなか再生主幹(市役所8階)まで提出してください。(法人の場合は、会社概要等の資料もご提出ください。)
- ②受付終了後、担当課で、画像の使用を許可して良いかの審査を行います。
- ③審査の結果、画像使用可と判断された場合、まちづくり推進課より「画像使用承認書」をお送りいたします。(承認まで1週間程度かかりますので、あらかじめご了承ください)
- ④承認書をお送りすると同時に、申請書に記載いただいたメールアドレスに、画像をお送りいたします。画像が届きましたら、印刷物等を作成してください。



## 4 使用制限

とまチョップの使用が次のいずれかに該当するときは、申請は承認されません。

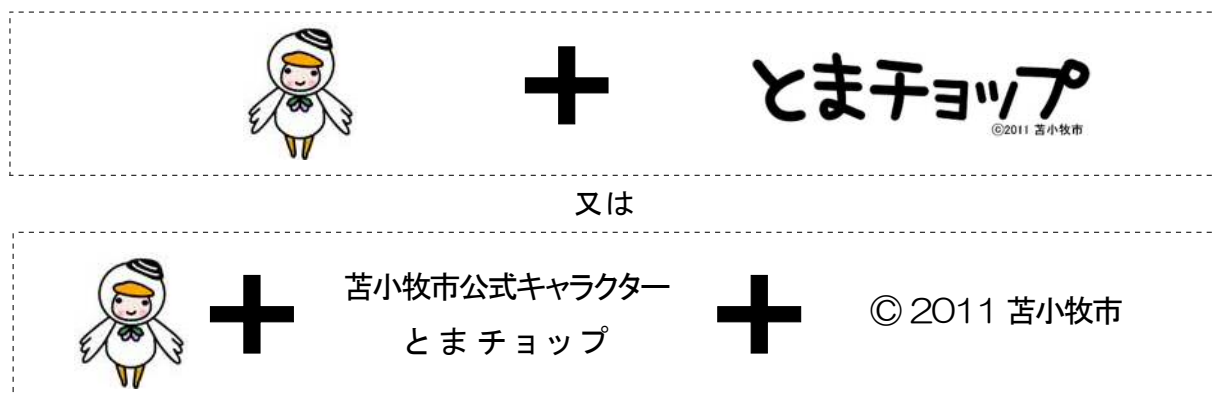
- (1) 使用目的に適合しないと認められるとき。
- (2) とまチョップ又は市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

- (3) 自己の商標や意匠とする等独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 第三者の利益を害し、又は害するおそれのあるとき。
- (6) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は支援しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあると認められるとき。
- (7) とまチョップの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (8) とまチョップの画像を変更、改変するとき。
- (9) とまチョップの画像を使用することなく、名称のみを使用するとき。
- (10) その他、市長が不相当と認めたとき。

## 5 使用方法

- (1) まちなか再生主幹から提供された画像を加工することなく、そのままの状態で使用してください。ただし、あいさつ文程度の簡単な吹き出しを付けることは可能ですが、必ず、事前に承認を得てください。
- (2) 画像を使用する際には、必ず、とまチョップのロゴ(著作権表示入り)又は「苦小牧市公式キャラクター とまチョップ」(フォント指定無し)の表記と、著作権表示を明示してください。

### 【例】



(3) 次のような使用は許可されません。

- 反転する
- 色を変える
- イラストを変形する
- ロゴを変形する



## 6 問合せ

ご不明な点がございましたら、下記のまちづくり推進課まちなか再生担当にお問合せください。

---

【住所】 〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号  
苫小牧市 総合政策部 まちづくり推進室 まちづくり推進課 まちなか再生担当

【TEL】 0144-32-6062                      【FAX】 0144-32-3808

【E-mail】 [matinaka@city.tomakomai.hokkaido.jp](mailto:matinaka@city.tomakomai.hokkaido.jp)